

# 「北見じまん村」

## 出店者募集ご案内

# 「北見じまん村」とは・・・？

## どんな場所？

水洗トイレ・電気・ガス・上下水道完備の衛生的な飲食街です！  
営業時間は、午後 6 時から午後 11 時まで！  
場所はロータリーのそば！

## お店は？

出店者は公募し、審査を行い決定します。

## 『北見のまちを小さな飲食店から元気にしていこう。』

という人たちのチャレンジの場を目指しています。

## 最終的には！

「北見じまん村」から、  
まちなかの空き店舗などに出店していただきたいと  
願っています。

お問合せ： 北見じまん村株式会社      担当：小椋

TEL：24 - 4777    FAX：23 - 4980

E-mail：[ito-kaikei.ogura@cpost.plala.or.jp](mailto:ito-kaikei.ogura@cpost.plala.or.jp)

# 「北見じまん村」大綱 H21.6.1

- (1) 「北見じまん村」は、簡易な建物による飲食店の集合体であるが、数多くの北見市民が株主として参加しており、我々の行動に期待し、注目していることの意味・意義を理解すること。協調を嫌う「一匹狼」は出店の資格が無いものと心得るべし。

前向きな考え方・姿勢、旺盛なサービス精神で、明るい「北見じまん村」を演出すること。  
なお、会社運営方針は次のとおり。

## お客様の

「うれしい！！」

「おいしい！！」

「楽しい！！！」

「おもしろい！」 を引き出し、地域の発展を目指します。

- (2) 「北見じまん村」は、集団化することで諸問題を解決していることを理解すること。  
一等地の土地の賃貸・共用トイレの建築・上下水道の整備などは、小規模店舗一軒では不可能なことである。

本来は、それぞれが負担すべき施設や企画費、広告宣伝費を、集団化することによってコストダウンしていることを理解して、集団での諸活動（清掃・イベント等）に協力的であること。

各種会議での決定事項は（休日の設定・営業時間・清掃等）遵守すること。

- (3) 衛生管理面の徹底をすること。

食を提供する職業に従事するものとして常に身の回りを清潔にし、食材は良く吟味して、厨房の衛生管理や自身の健康管理にも細心の注意を払うこと。

特に食中毒は自身の店舗は勿論のこと、「北見じまん村」全体にも大きなダメージを与えるので決して起こさないようにすること。

- (4) 責任の義務の遂行

「北見じまん村」という場所を借りて商売をしている以上は、家賃等の諸費用は規定通りの期日までに収めること。

無許可で休業・開業したりしないこと。

売上金額の集計等の報告義務を遵守すること。

ゴミの分別を徹底すること。営業上必要な協会等の諸活動に参加協力すること。

# 「北見じまん村」細則 H21.6.1

1. 出店者会議等には、必ず出席すること。
2. 会議等で議決された事項は遵守すること。
3. 毎月の売上日計表（規定様式）を翌月の5日までに提出すること。
4. 営業日の18:00～23:00の間は必ず営業すること。  
出張族・サラリーマンは、早い時間から来店することがあるので、できるだけ早い時間から営業していただきたい。  
上記営業時間帯の前開店・後閉店時間は、店主に一任するものとする。
5. 定休日以外に休業をする場合は、必ず事前に会社まで連絡すること。
6. 長期休業は原則禁止するが、やむを得ない事情により長期休業する場合は、事前に会社と相談して書面による許可を得ること。
7. 敷地内、トイレ掃除は、当番制とし、当番表によって行う。都合が悪いときは、店主間で順番の変更など互いに調整すること。  
一人の手に負えないときは、各店舗に協力を要請し、協力を仰ぐこと。
8. 各店舗で出たゴミは規則に則って分別して捨てること。  
その際、会社から指定したシールを貼付すること。
9. パンフレット、ホームページ等各種案内の記載事項に変更が出た場合は、会社に届け出ること。
10. 店主間で運営上必要な組織を編成し、その活動に参加協力すること。  
また、かかる経費は応分の費用を負担すること。

# 「北見じまん村」出店者募集要項

## 1. 物件概要

1) 名称	「北見じまん村」					
2) 所在地	北見市北5条西2丁目16番地					
3) 敷地面積	店舗部分1	61.2	m <sup>2</sup>	間口	18.0	m
				奥行	3.4	m
	店舗部分2	61.2	m <sup>2</sup>	間口	18.0	m
				奥行	3.4	m
	トイレ	14.04	m <sup>2</sup>	間口	4.3	m
			奥行	4.0	m	
	合計	136.44	m <sup>2</sup>			

## 4) 構造

- (イ) 長屋建物 2軒 木造枠組工法(45分準耐火構造)平屋建て  
(ロ) 水洗共同トイレ 1軒 木造枠組工法(45分準耐火構造)平屋建て

## 5) 付帯設備(変更が生じる場合がございます)

- (イ) 上水道 (ニ) ガス(都市ガス) (ト) グリストラップ  
(ロ) 下水道 (ホ) 共同水洗トイレ (チ) 水銀灯  
(ハ) 電気設備 (ヘ) 厨房本体 (リ) 店舗外壁照明

## 2. 出店内容および出店条件の概要

### 1) 契約形態 契約者本人が営業することを原則とします。

契約名称 「建物賃貸借契約書」

契約期間 3年間(中途契約の方は変更の可能性有り)

契約面積 一店舗あたり 4.5 m × 3.4 m = 15.3 m<sup>2</sup>

使用面積 一店舗あたり 4.5 m × 3.4 m = 15.3 m<sup>2</sup>

### 2) 休業日 原則、毎週日曜日とする。

定休日以外に休業する場合は、必ず事前に事務局まで連絡をすること。

長期の休業は許可をしないことがあります。

### 3) 営業時間 午後6時から午後11時とします。

営業時間外の営業については店主に任せる。

#### 4) 出店費用負担

内 容	金 額	備 考
1) 預入保証金(退店時に返還有)	1,000,000円	取扱方法は 参照
2) 家賃(税込・月額)	60,000円	支払方法は 参照
3) 共益費(税込・月額)	12,000円	支払方法・内訳は 、参照
4) 広告宣伝費(税込・月額)	18,000円	支払方法・内訳は 、参照
5) 内部厨房設備・備品等	出店者でご用意	ガス台、調理器具、 冷蔵庫、食器等
6) 暖房器具	出店者でご用意	詳細は 参照
7) その他の経費	出店者でご用意	詳細は 参照

敷地内での営業場所の指定はできません。

申込証拠金： 9万円也を申込証拠金として、**申込期間内(5月25日～6月15日)**に銀行振込にてお支払頂きます。

尚、この申込証拠金は、契約時に7月分の前家賃として振替させていただきます。

申込保証金は審査の結果、出店不採用となった場合、全額返還致します。

**尚、出店申込者側の都合で取りやめる場合は返還致しません。**

#### 預入保証金取扱方法

預入保証金：一店舗100万円

#### (イ) お支払い方法

預入保証金100万円は、契約時にお支払頂きます。

お支払はいずれも銀行振込とさせていただきます。

申込保証金9万円は、契約時に7月分の前家賃として振替させていただきます。

振込み手数料は各自でご負担ください。

#### 【申込証拠金、預入保証金の振込先】

《銀行名》北見信用金庫 本店

《口座番号》(普通)1086405

《口座名義》北見じまん村株式会社 代表取締役 伊東隆志

<お支払スケジュール>

2009年 6月 15日まで	申込証拠金	9万円
2009年 6月 25日まで	預入保証金	100万円（出店決定者のみ）

(口) 返還方法

預入保証金は契約終了時において、契約に基づく一切の債務支払いの完了が確認された時点で返還いたします。尚、この間は無利息と致します。

(八) 中途解約の場合の預入保証金取扱い

中途解約の場合は以下の金額を中途解約金として差し入れて頂きます。

1年目までの解約は	100%
2年目までの解約は	75%
3年目までの解約は	50%

家賃・共益費・販売促進費の支払方法

前家賃制とし、翌月分を前月の支払指定日までにお支払頂きます。

家賃	月額	60,000円（消費税込み）
共益費	月額	12,000円（消費税込み）
販売促進費	月額	18,000円（消費税込み）
合計額	月額	90,000円（消費税込み）

(イ) 支払方法 指定銀行にお振込みください。

(口) 支払指定月 翌月分を前月の27日までに、お支払い頂きます。

共益費の内訳

共益費は、一店舗あたり月額12,000円を差し入れて頂きます。

<共益費の内訳>

(イ) 共通部分の光熱費（主として電気料、灯油代等）

(口) 共同水洗トイレの保守・点検・消耗品費

(八) 年2回までの排雪費用

広告宣伝費の内訳

広告宣伝費は、一店舗あたり月額18,000円を差し入れて頂きます。

(イ) 広告・宣伝費

(口) インターネット関連費

(ハ) イベント費

(二) その他

#### その他の経費

以下の費用は各店舗で負担して頂きます。

(イ) 専用コンセントからの電気料金、専用上下水道料金、ガス料金を各個メーターにより負担していただきます。

(ロ) ゴミ収集料

(ハ) 保険料

(ニ) 保健所申請料

(ホ) 独自に行う広告宣伝費

(ヘ) 出店者自治会費

(ト) その他

#### 建物内部造作設計

こちらで用意する建物内部造作を変更・改良したい方は、出店者の負担にて施工頂きます。この場合、当社の設計基準・規則等に基づいて設計して頂き、当社が設計審査にあたり、調整、指導を行い、文書による承認を受けた後に施工して頂きます。

### 3. 当委員会指定業者について

当社の指定業者はありませんが、厨房関連設備、屋台設備についての業者を紹介・斡旋いたします。詳細は事務局までお尋ねください。

### 4. 取扱商品（メニュー）について

内容等については、事前に打ち合わせさせて頂きますが、原則として当社方針に従って頂きます。尚、品目（メニュー）変更の場合は当社の承認が必要です。

ただし、営業形態、品目（メニュー）の大きな変更がある場合、許可しないことがあります。

### 5. 営業・使用形態について

時間帯、季節、イベント等によって営業・使用形態が変わる場合があります。

### 6. 注意事項

- 1) 食品衛生責任者の資格が必要です。開業前に資格を取得してください。
- 2) 提出書類に虚偽な記載をしたり、もしくは事実を省いたりした場合は契約を解除する場合があります。
- 3) 提出書類の内容の変更の届出は当社の文書による承認を得ることとします。
- 4) 契約の際には連帯保証人1名が必要です。



- 5) 官公庁の許認可については、開店目までに出店者自身で必要な手続を済ませて頂きます。  
6) 権利の譲渡は一切できません。

出店申込後に、出店者側のご都合で出店を取りやめされる場合は、申込証拠金の10万円は返還致しません。

## 7. 応募の申込方法

必要事項をご記入の上、下記書類一式をそろえて下記期日までに当委員会までご郵送もしくはご持参ください。

**申込期間：2009年5月25日(月)～2009年6月15日(月) (必着)**

### 1) 申込提出物

「仮称北見版屋台村」 出店申込書	当社指定用紙
履歴書(写真付)	当社指定用紙
出店計画書	当社指定用紙
住民票(申込時の三ヶ月以内発行のもの)	
申込証拠金	金90,000円也

(出店申込時にお振込みください。)

申込証拠金は出店不採用の場合は全額返済致します。)

申込証拠金振込先

《銀行名》北見信用金庫 本店  
《口座番号》(普通) 1086405  
《口座名義》北見じまん村株式会社 代表取締役 伊東隆志

## 8. 出店決定

ご出店の決定は当社にて、お申込書の中より書類選考させて頂き、面接の上決定させて頂きます。面接の日程は後日、個別にご連絡の上、決定させて頂きます。

出店者は2009年6月19日(金)に決定致します。

採用の結果については直接文書にて通知致します。お電話でのお問合せにはお答えしかねますので、ご了承ください。

## 9. 細則

営業にあたっては当委員会制定の「北見じまん村」大綱および細則を遵守して頂きます。

## 10. 各種お問合せ先

北見じまん村株式会社

〒090-0024 北見市北4条東4丁目3 伊東ビル2F

TEL: 0157-24-4777 FAX: 0157-23-4980